

# ■ 決算特別委員長報告 ■

## 〈委員長報告 令和6年12月20日本会議〉

決算特別委員会での審査結果等について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案第78号「令和5年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」など議案3件につきまして審査を行い、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

### 〔一般会計及び企業会計を除く各特別会計〕

最初に、議案第78号の令和5年度一般会計及び企業会計を除く各特別会計の決算について、御報告申し上げます。

まず、一般会計に係る決算概要については、歳入総額が前年度比7.2%減の9,360億1,000万円余り、歳出総額が6.7%減の8,916億円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

財政状況を見ますと、令和5年度末の財政調整に活用可能な基金残高は、250億1,000万円余りで、前年度に比べ1,000万円余りの増となっております。

一方、地方交付税の振替えである臨時財政対策債などを除いた、本県が独自に発行する県債残高は1兆457億2,000万円余りとなり、前年度末より39億2,000万円余り減少しております。

また、特別会計は母子父子寡婦福祉資金貸付事業など9つの会計で、歳入総額は4,052億2,000万円余り、歳出総額は3,990億9,000万円余りで、形式収支、実質収支は、ともに黒字となっております。

審査の過程でありました主な論議について、申し上げます。

まず、総務部の審査において、県税の不納欠損処分に至るまでの対応について質疑があり、「銀行等への財産調査により、滞納処分することができる財産がないこと等を確認した場合には、執行停止し、当該執行停止が3年継続した場合に不納欠損処分となる。また、法人が倒産して滞納処分する財産がないことが明らかである場合等には、即時消滅という形で不納欠損処分となる。このほか、納税催告や財産調査を行ったうえで、5年間、滞納処分する財産が確認できなかった場合に、時効完成による不納欠損処分となる」との答弁がありました。

次に、総合政策部の審査において、かごしま国体・かごしま大会の総括として、総経費、国からの補助金による歳入及び経済波及効果について質疑があり、「総経費は、平成23年度から令和5年度までの施設整備費や準備・運営費、競技力の向上費として、合計で約251億円となっている。国からの補助金による歳入については、総計でかごしま国体が6億6,600万円、かごしま大会が1億6,600万円となっている。最終的な経済波及効果は、民間の調査機関によると、約806億円と試算されている」との答弁がありました。

委員からは、「全国知事会でも国民スポーツ大会のあり方が議論されている。直近に開催した本県の状況は、今後参考になると思われるため、議論の俎上に上げていただきたい。」との要望がありました。

次に、環境林務部の審査において、エコパークかごしま整備事業費等貸付金約59億2,000万円の償還に関して質疑があり、「エコパークかごしま整備事業費等貸付金は令和5年度から償還が開始され、2億4,500万円が償還されたところである。エコパークかごしまの運営に支障が生じないように、毎年度の収支の黒字の範囲内で償還いただくこととしており、今後の償還計画については、毎年度の経営状況を見ながら検討していくが、近年のリサイクルの進展の状況や物価高騰の状況などを踏まえると、全額償還は厳しくなってきていると考えている。引き続き企業への訪問活動を通じて搬入量の確保に取り組み、未償還額の圧縮に努め

てまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「償還が進むよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、商工労働水産部の審査において、中小企業従業員住宅貸付料における未収債権の内容及び回収に向けた今後の対応について質疑があり、「県が負担した従業員住宅の建設費を貸付料として納入させるもので、貸付料は完納されたものの、納付遅延により発生した延滞金については返済がなされず、未収債権となったものであり、債権額は437万円余りとなっている。債務者である法人は登記は残っているが活動がない状況であり、連帯保証人に対して返済を求めているが、資力乏しく債務負担が困難な状況となっている。引き続き債務者と協議を行いながら、必要な対応を講じてまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、厳しい状況かと思うが、最大限の努力をお願いしたいとの要望がありました。

次に、農政部の審査において、旧川薩農業改良普及センターの土地及び建物の売却について質疑があり、「不動産鑑定の結果に基づき最低売却価格を設定し、一般競争入札を行い、一者から入札があった」との答弁がありました。

委員からは、「周辺の土地の価格と比較して、安い価格設定であると感じた。今後は普通財産の売却等がある時には、市場価格等も十分に配慮した価格設定をしていただきたい」との要望がありました。

次に、土木部の審査において、廃道廃川敷地処分取組について質疑があり、「取組としては、まずは、市町村道等への移管等、公共用地としての利活用を優先的に行っており、これにより難しい場合は、当該用地の隣接者に希望を取り、払下げを行っているところである。令和5年度において、払下げ希望があったものについては、全て売却できたが、過去売却手続きしたもので、相手方と価格で折り合いが付かなかった土地が残っている」との答弁がありました。

委員からは、「歳入確保と土地の有効活用の観点から、廃道廃川敷地の処分に引き続き取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、危機管理防災局の審査において、原子力防災対策事業の不用額の理由について質疑があり、「原子力防災対策事業の不用額の約3億900万円余りのうち、主なものは、原子力防災センターの増築及び改修等に係るもので約2億1,100万円余り、避難退域時検査資機材整備に係るもので約5,600万円余りとなっている。原子力防災センターの増築及び改修については、令和3年度の補正予算で計上したものを令和4年度に繰り越したが、年度内に工事が完了しなかったことから令和5年度に事故繰越を行ったものであり、入札の執行残や、工事の見直しなどに伴い不用額が生じたところである。また、避難退域時検査資機材整備については、当初想定していた新規購入ではなく、既存備品の改修により対応したことなどに伴い不用額が生じたところである」との答弁がありました。

次に、出納局の審査において、地域振興局の長寿命化計画に係る取組状況について質疑があり、「令和5年度においては、始良・伊佐地域振興局の西別館及び大隅地域振興局志布志庁舎の耐震補強工事のほか、曾於庁舎東別館の改修工事等を行ったところである」との答弁がありました。

次に、教育委員会の審査において、県立高校空調設備整備事業の不用額が1億700万円余りとなった理由について質疑があり、「県立高校7校の空調設備を整備する事業で、不用額のうち、9,000万円が大島高校寄宿舎の空調工事にかかるものであり、建築工事が入札不調となったことにより空調工事が実施できなかったため、不用額が生じたものである。建築工事自体、人手不足等の状況があると聞いており、土木部とも連携し、情報収集しているところであるが、現在、入札の見通しは立っていない」との答弁がありました。

次に、警察本部の審査において、横断歩道等の白線の補修状況について質疑があり、「令和5年度の横断歩道の白線の補修については、要望が上がってきたもの及び警察活動や業者委託などで把握した補修対象箇所が約144キロメートルあった。この中で、優先順位を付して、摩耗の激しいところや利用者が多いところから順次、補修を実施しており、約44.9キロメートルを補修した」、「国体があった関係上、道路中央線などの実線に重きを置いた補修

をしており、実線標示に71キロメートル分の予算を割り振って実施したところである」との答弁がありました。委員からは、「限られた予算の中で、メリハリを効かせながら、少しでも延長が確保できるよう努めていただきたい」との要望がありました。

これらの審査の結果、議案第78号については、取扱意見として、「予算の目的に沿った効率的かつ効果的な執行がなされたものと認められる。また、財産の管理や業務の執行体制についても、おおむね適正であると認められるので、認定すべきである」との意見が出され、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

### **【工業用水道事業】**

次に、議案第89号の令和5年度工業用水道事業特別会計決算について、申し上げます。

令和5年度の鹿児島県工業用水道事業は、44事業所に対し、1日平均16,104立方メートルを給水し、令和5年度の営業成績は総収益3億6,000万円余り、総費用3億2,800万円余りで、差引き3,100万円余りの純利益となっております。

このような状況を踏まえ、主な論議について申し上げます。

委員から、今後の導水管や配水管の維持・管理の考え方について質疑があり、「1号用地、2号用地の管路については、法定耐用年数を超えているが、管路については法定耐用年数とは別に、実使用年数が定められており、70年くらいは使用できると言われている。引き続き必要な維持補修を行いながら、できるだけ長寿命化を図りたい。また、更新に際しては、財源の関係もあるため、計画的に実施していく必要があると考えている」との答弁がありました。

審査の結果、取扱意見として、「使用料の引き上げにより一定の収益確保が見込まれ、当面は大規模な施設修繕等を予定していないことから、今後の事業運営は令和5年度と同程度の収支に落ち着くとされるものの、企業債の元金償還等が高水準で推移することなどが見込まれる。

このため、施設の適切な管理に努めつつ営業費用などの経費の抑制に努める一方、収益の確保を図るため、給水先事業所の動向を注視しながら、引き続き給水契約の継続・拡大に努め、県工業用水道事業経営戦略に基づき、工業用水の安定供給と経営の安定・効率化を図られるよう一層の努力をされることを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

### **【病院事業】**

次に、議案第93号「令和5年度病院事業特別会計決算」について申し上げます。

まず、決算の状況については、経常収支でマイナス6億6,000万円余りで、平成20年度以来15年ぶりの赤字、また、資金収支はマイナス6億7,000万円余りの実質赤字となっております。

このような経営状況を踏まえ、審査の結果、取扱意見として「県立病院第3次中期事業計画に基づき、職員一丸となって経営改善に取り組んでいるが、計画の目標達成に向け、今後も様々な取組を行う必要があると考える。

また、県立病院を取り巻く経営環境は、診療圏人口の減少に伴う患者減や深刻な医師・看護師不足や診療報酬改定等の医療制度改革、施設の老朽化に伴う設備投資の増加、物価高騰など、大きな課題や不安定要因があり、今後も厳しい状況が続くことが予想されることから、県立病院第3次中期事業計画に定める医療面・経営面の目標を達成できるよう、取組について毎年度検証を行うとともに、計画の着実な実施に努め、県立病院としての機能の充実や経営の安定化を図っていただくことを要望し、認定すべきである」との意見があり、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

最後に、委員会としての要望を申し上げます。

「一般会計及び特別会計ともに、歳入の確保、負担の公平の観点から、まず、未収債権の

新規発生の未然防止に努めるとともに、債権管理マニュアル等に基づく債権管理と効率的な債権回収の徹底に取り組むこと。また、県有財産について、今後の利活用が見込まれない未利用財産については、積極的な売却に努めること。さらに、県有施設等については、計画的な修繕及び維持管理を推進し、施設の特性に応じた更新、長寿命化を図ること。そして、歳出予算については、事業量等の早期把握に努め、的確な事業計画等に基づき執行し、事業計画の変更等に伴う予算残額は補正予算で減額するなど、決算不用額の縮小に努めること」

この4点について、委員会として、一層の取組の強化を要望いたします。